

## 那須烏山市トラック運送事業者支援金(第2弾) Q & A

Ver. 20231204

Q 1 対象となる事業者は、どのような事業者ですか。

A 1 次の要件を全て満たすトラック運送事業者（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を営む事業者）が対象です。

- ① 令和5年4月1日現在において、那須烏山市内で一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業を行うために必要な許可又は届出等の全てを有していること
- ② 申請日時点において前号に掲げる事業を休業又は廃業しておらず、かつ、今後も継続する意思があること
- ③ 那須烏山市内に事業所を有していること
- ④ 次の何れにも該当していないこと。
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う者
  - イ 政治団体
  - ウ 宗教上の組織又は団体
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員若しくは栃木県暴力団排除条例施行規則（平成23年栃木県公安委員会規則第1号）第3条に規定する暴力団員の密接関係者又はこれらの者がかかわる事業を行う者
  - オ 既に令和5年度のトラック運送事業者支援金の申請を行っている者（1回のみ支給）
  - カ その他、トラック運送事業者支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が認める者

Q 2 本社の所在地は那須烏山市以外ですが、事業所は那須烏山市内にあります。対象となりますか。

A 2 那須烏山市内の事業所は対象となります。

Q 3 令和5年4月1日現在は休業していましたが、現在は営業を再開しています。対象となりますか。

A 3 対象となりません。令和5年4月1日及び申請日現在で営業しており、今後も事業継続の意思を有している必要があります。

Q 4 令和5年4月1日現在は営業していましたが、現在は休業しています。対象となりますか。

A 4 対象となりません。令和5年4月1日及び申請日現在で営業しており、今後も事業継続の意思を有している必要があります。

Q 5 対象となる車両は、どのようなものですか。

A 5 対象事業者が保有する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業又は貨物軽自動車運送事業の用に供する車両（「緑ナンバー」又は「黒ナンバー」の車両）で、次の要件を全て満たす車両が対象です。

① 対象事業者が令和5年4月1日時点で保有し、申請日時点において現に事業の用に供している車両（三輪、二輪及び被牽引車を除く）で、今後も継続して使用する予定であるもの

② 車検証における「使用の本拠の位置」が那須烏山市であるもの

③ 使用する燃料が軽油、ガソリン又はLPGであるもの

※ ①の例外として、新車の購入等で令和5年4月1日以降に車両の代替えを行った場合は、代替え前後の車両の連続性が認められる場合に限り対象となります（Q&A 8～12で説明）。

Q 6 一般貨物自動車運送事業用の車両と貨物軽自動車運送事業用の車両の両方を保有しています。両方申請できますか。

A 6 両方申請可能です。

Q 7 令和5年4月2日以降に事業用の車両を増車しました。増車した車両は対象となりますか。

A 7 対象となりません。

Q 8 令和5年4月1日に保有していた車両を処分し、その代わりに新たに車両を購入して事業用として使用しています。処分した車両または新たな車両は対象となりますか。

A 8 代替え前後の車両の連続性が認められる場合に限り、1台分が対象となります。通常の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。

①理由書（別記様式第1号）

②代替え前後の連続性を確認できる書類（例：登録識別情報等通知書の写し、登録事項等証明書等の写し、自動車検査証返納証明書の写し、検査記録事項等証明書の写し、新車両の売買契約書の写し（旧車両の下取りの情報が記載されている場合）、旧車両の車検証の写し等）

Q 9 令和5年4月1日以降に一般貨物自動車運送事業用の車両を1台処分し、その代わりに貨物軽自動車運送事業用の車両を1台増車しました。双方対象となりますか。

A 9 代替え前後の車両の連続性が認められる場合に限り、1台分が対象となります。通常の申請書類に加えて、以下の書類を提出してください。なお、申請できる金額は、貨物軽自動車運送事業用の車両の金額となります。

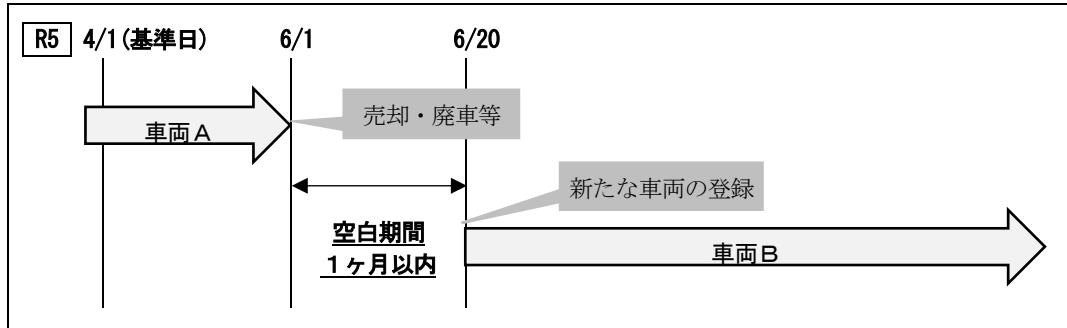
①理由書（別記様式第1号）

②代替え前後の連続性を確認できる書類（例：登録識別情報等通知書の写し、登録事項等証明書<sup>1</sup>の写し、自動車検査証返納証明書<sup>2</sup>の写し、検査記録事項等証明書<sup>3</sup>の写し、新車両の売買契約書の写し（旧車両の下取りの情報が記載されている場合）、旧車両の車検証の写し等）

Q10 車両の代替えを計画していましたが、新車両の納入が遅延して旧車両の処分から空白期間があります。対象となりますか。

A10 空白期間が1ヶ月以内であれば、代替え前後の車両の連続性があるとみなし、対象となります。

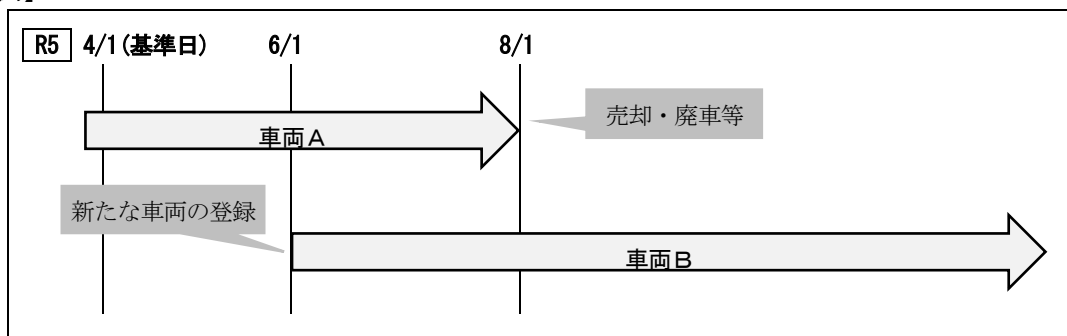
【例】



Q11 代替え前後の車両を並行して使用している期間がありますが、2台分対象となりますか。

A11 1台分が対象となります。

【例】



Q12 車両の代替えに該当があります。申請車両一覧（別記様式第4号）には、代替え前後のどちらの車両を記載すればいいですか。

A12 新しい車両について記載してください。

Q13 申請に際しては、何を提出すればいいですか。

A13 提出書類一覧（チェックリスト）（別記様式第5号）で必要書類を確認してください。

Q14 申請書等の提出はメールでも可能ですか。

A14 申し訳ありませんがメールでは申請できません。申請書等は原則として、下記まで郵送することにより提出してください。やむを得ず持参する場合は、事前に電話連絡の上来庁願います。

**宛先** 〒321-0692 那須烏山市中央1-1-1  
那須烏山市役所商工観光課「トラック運送事業者支援金担当」行

Q15 市内に複数の営業所があります。申請は1営業所1回ですか。

A15 市内に複数の営業所等を有する事業者は、代表する営業所等できとりまとめて1回で申請してください。

Q16 令和4年度もトラック運送事業者支援金の支給を受けました。今回の支援金の支給は受けられますか。

A16 令和4年度にトラック運送事業者支援金の支給を受けた方でも、今回の令和5年度のトラック運送事業者支援金（第2弾）の支給は受けられます。

**那須烏山市トラック運送事業者支援金に関する問合せ先**

那須烏山市商工観光課 商工振興グループ ☎ 0287-83-1115